

議第126号

京都市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について
京都市立中学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年11月25日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市立中学校条例の一部を改正する条例
京都市立中学校条例の一部を次のように改正する。
別表名称の欄中「京都市立月輪中学校」を「京都市立東山泉中学校」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

京都市立月輪中学校の名称を変更する必要があるので提案する。